

平成30年2月定例会 総務委員会（事前）

平成30年2月9日（金）

〔委員会の概要 経営戦略部・監察局関係〕

井川委員長

休憩前に引き続き、委員会を開きます。（13時52分）

これより、経営戦略部・監察局関係の調査を行います。

この際、経営戦略部・監察局関係の2月定例会提出予定議案等について、理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

【提出予定議案等】（資料①②③④⑤）

- 議案第1号 平成30年度徳島県一般会計予算
- 議案第2号 平成30年度徳島県用度事業特別会計予算
- 議案第20号 平成30年度徳島県証紙収入特別会計予算
- 議案第21号 平成30年度徳島県公債管理特別会計予算
- 議案第22号 平成30年度徳島県給与集中管理特別会計予算
- 議案第31号 知事等の給与に関する条例の一部改正について
- 議案第32号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第33号 徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について
- 議案第34号 職員の退職手当に関する条例等の一部改正について
- 議案第35号 雇用の場の拡大を図るための情報通信関連事業に係る県税の課税免除に関する条例の廃止について
- 議案第71号 包括外部監査契約について
- 議案第74号 平成29年度徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 報告第2号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分等の報告について

【報告事項】

- 職員の不祥事案について

吉田経営戦略部長

2月県議会定例会に提出を予定しております案件につきまして、お手元に御配付の平成30年2月徳島県議会定例会提出予定議案により御説明申し上げます。

今回提出いたします案件は、議案74件及び報告3件であります。

その内訳は、予算案が第1号から第27号まで及び第74号の28件、条例案が第28号から第62号までの35件、負担金議案が第63号の1件、その他の議案が第64号から第73号までの10件、報告につきましては、第1号から第3号までの3件となっております。

なお、現時点における追加提出予定案件といたしましては、現在作業中でございますが、平成29年度2月補正予算案及び徳島県税条例の一部改正を2月22日予定の一般質問の日に提出させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、収用委員会委員に係る人事案件につきましては、閉会日の追加提出を予定いたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、まず予算案につきまして、御説明申し上げます。

まず、お手元に別途お配りしております、平成30年度当初予算（案）の概要を御覧ください。

1 ページに記載のとおり、今回は、平成30年度当初予算（案）と平成29年度2月補正予算（案）を合わせた14か月予算として編成しており、平成30年度当初の一般会計予算の総額は、A欄のとおり4,871億1,300万円となっております。

その下のB欄には、平成29年度2月補正予算がございまして106億7,130万9,000円、これら二つを合わせた合計はC欄の4,977億8,430万9,000円となっております、この予算規模は、前年度当初予算D欄に比べ2.4%の伸率となっております。

2 ページをお開きください。

当初予算における歳入の款別内訳につきまして、主なものを御説明申し上げます。

01の県税につきましては、各税目で増減収はあるものの、前年度比0.1%減の765億円を計上しております。

05の地方交付税につきましては、前年度収入見込額などを勘案し、前年度比2.1%減の1,430億円を計上しております。

12の繰入金につきましては、地域医療介護総合確保基金繰入金の増などにより、前年度比3.8%増の872億1,400万円を計上しております。

15の県債につきましては、公共事業等債の発行の増などにより、前年度比1.5%増の540億6,500万円を計上しております。

次に、3 ページを御覧ください。

歳出の款別内訳でございます。その主なものを御説明申し上げます。

04の衛生費につきましては、阿南医療センター整備支援事業の増などにより、前年度比12.5%増の285億9,000万円を計上しております。

05の労働費につきましては、地域創生人材育成事業の減などにより、前年度比4.8%減の54億5,000万円を計上しております。

06の農林水産業費につきましては、公共事業の増などにより、前年度比3.2%増の315億100万円を計上しております。

08の土木費につきましても、公共事業の増などにより、前年度比1.9%増の495億2,400万円を計上しております。

10の教育費につきましては、高校施設耐震診断改修事業の減などにより、前年度比2.5%減の843億2,800万円を計上しております。

続きまして、4 ページをお開きください。

性質別歳出の内訳であります。

人件費につきましては、退職手当などが増となる一方、職員数の減などにより、前年度比0.0%の減となっております。

扶助費につきましては、児童保護措置費の増などにより、前年度比0.1%の増となっております。

公債費につきましては、県債残高の減少に伴う元利償還金の減により、前年度比3.6%

の減となっております。

投資的経費につきましては、公共事業の増などにより、前年度比1.0%の増となっております。

維持補修費につきましては、道路維持修繕費の増などにより、前年度比15.4%の増となっております。

出資金、貸付金につきましては、住環境未来創造資金貸付金の減などにより、前年度比3.7%の減となっております。

資料5ページには、特別会計の状況について記載しております。

次に、お手元にお配りしております、平成29年度2月補正予算（案）の概要を御覧ください。

1ページに記載のとおり、国の補正予算に呼応し、大規模災害を迎え撃つ県土強靱化など、県民の命と暮らしを守る「安全・安心対策の推進」や「経済・雇用対策の推進」を、迅速かつ切れ目なく展開するため編成したものであり、補正予算の規模といたしましては106億7,130万9,000円となっております。

2ページをお開きください。

今回の補正に係る歳入でございますが、（1）に記載のとおり、07の分担金及び負担金、09の国庫支出金、13の繰越金及び15の県債におきまして、補正額を計上いたしております。

また、歳出につきましては、（2）に記載のとおり、02の総務費、06の農林水産業費及び08の土木費におきまして、補正額を計上いたしております。

歳出の性質別の内訳につきましては、3ページに記載のとおりでございます。

なお、今回の補正予算案につきましては、迅速かつ円滑な事業実施により、その効果の早期発現を図る観点から、開会日において先議をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

恐れ入りますが、もう一度、提出予定議案を御覧ください。

予算以外の案件につきまして、御説明申し上げます。

第28号の条例改正につきましては、危険物貯蔵所の設置許可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めるものであります。

第29号につきましては、旅館業法等の一部が改正されたことに鑑み、旅館業の施設の衛生措置の基準及び構造設備の基準を緩和するものであります。

第30号につきましては、公職選挙法の一部が改正されたことに鑑み、本県議会の議員の選挙について、選挙運動用ビラの作成を公営とするものであります。

第31号につきましては、特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても、同様の改定を行うものであります。

第32号につきましては、国家公務員について特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の職員の特殊勤務手当について、所要の措置を講ずるものであります。

第33号につきましては、市町村の長との協議に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとする等の改正を行うものであります。

第34号につきましては、国家公務員退職手当法等の一部が改正されたことに鑑み、退職給付における民間との較差の解消を図るため、本県の職員の特殊手当の額を引き下げるも

のであります。

第35号につきましては、情報通信関連事業に係る事務所又は事業所を設置した法人に対する、県税の課税免除の適用期限が経過したことに伴い、条例を廃止するものであります。

第36号につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部改正に伴い、許認可等の審査に係る手数料の改正を行うものであります。

第37号につきましては、認定こども園の認定の要件に係る国の指針等が改められたことに伴い、所要の整理を行うものであります。

第38号につきましては、文化芸術の施策の推進による未来の活力ある徳島の創造に関する重要事項を調査・審議するため、知事の附属機関として、徳島県文化創造審議会を設置するものであります。

第39号につきましては、東京オリンピック・パラリンピック等の国際競技大会が開催されることに鑑み、未来の活力ある徳島を創造する事業に要する経費に充てるため、東京オリンピック・パラリンピック徳島未来創造基金を設置するものであります。

第40号につきましては、本県におけるスポーツの推進に関する施策を更に広範かつ効果的に実施するため、徳島県スポーツ推進審議会の委員を増員するものであります。

第41号につきましては、大気汚染防止法の一部改正に伴い、所要の整理を行うものであります。

第42号につきましては、介護保険法が一部改正され、新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設の許可等に係る手数料を定めるものであります。

第43号につきましては、国民健康保険法の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を行うものであります。

第44号につきましては、厚生労働大臣が定める財政安定化基金拠出率が改められたことに鑑み、条例で定める割合を改めるものであります。

第45号につきましては、介護保険法の一部が改正されたことに鑑み、保健師、助産師、看護師及び准看護師修学資金の返還について、債務免除等の要件に係る施設の範囲を改めるものであります。

第46号につきましては、地方独立行政法人徳島県鳴門病院に対し、事業の用に供する施設や医療機器等の整備に要する資金の貸付けを行うに当たり、経理を明確にするため、特別会計を設置する等の改正を行うものであります。

第47号につきましては、地方独立行政法人法の一部が改正され、地方独立行政法人評価委員会の役割が見直されたことに鑑み、徳島県鳴門病院評価委員会が、知事の中期計画の認可等に際し、あらかじめ意見を述べるができることとする等の改正を行うものであります。

第48号につきましては、介護保険法の一部が改正され、共生型居宅サービス事業者の特例が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

第49号につきましては、児童福祉法の一部が改正され、共生型障害児通所支援事業者の特例が設けられたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

第50号につきましては、共生型障害福祉サービス事業者について、第49号と同様の改正

を行うものであります。

第51号につきましては、企業立地促進資金貸付基金を企業立地推進基金に統合する改正を行うものであります。

第52号につきましては、対象事業が終了したことに伴い、基金を廃止するものであります。

第53号につきましては、県立農林水産総合技術支援センターにおいて、新たに食品加工研究室を供用することに伴い、その使用料の額を定めるものであります。

第54号につきましては、砂利の採取計画の認可の申請に対する審査等に係る手数料の額を改めるとともに、所要の整理を行うものであります。

第55号につきましては、屋外広告物法の一部改正に伴い、広告物等を表示し、又は設置してはならない地域に田園住居地域を追加するものであります。

第56号につきましては、公営住宅法の一部が改正され、認知症である者等の入居者に係る収入の申告義務が緩和されたこと等に鑑み、所要の改正を行うものであります。

第57号につきましては、都市計画法等の一部が改正され、田園住居地域制度が創設されたことに伴い、田園住居地域内にある建築物について、建築基準法に基づく日影制限を定めるものであります。

第58号につきましては、児童生徒数の変動に伴い、県立学校の職員及び県費負担教職員の定数を改めるものであります。

第59号につきましては、県立二十一世紀館の野外劇場の名称を改めるものであります。

第60号につきましては、社会情勢の変化に鑑み、通常衣服等で覆われている下着又は身体をのぞき見し、又は撮影する等の卑わいな行為の規制範囲を拡充する等の改正を行うものであります。

第61号につきましては、道路交通法施行令等の一部改正に伴い、運転免許試験等の手数料の額を改めるものであります。

第62号につきましては、国家公務員について特殊勤務手当の特例が設けられたことに鑑み、本県の警察職員の特殊勤務手当について所要の措置を講ずるものであります。

第63号の受益市町負担金につきましては、土地改良法第91条第6項の規定により、議決をお願いするものであります。

第64号の特定事業契約につきましては、徳島東警察署庁舎整備等PFI事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議決をお願いするものであります。

第65号の地方独立行政法人徳島県鳴門病院第2期中期計画の変更に関する認可につきましては、鳴門病院の第2期中期計画の一部変更を認可するに当たり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議決をお願いするものであります。

第66号の徳島県教育振興計画（第3期）の策定につきましては、徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものであります。

第67号から第70号の権利の放棄につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議決をお願いするものであります。

第71号の包括外部監査契約につきましては、地方自治法第252条の36第1項の規定によ

り、平成30年度の包括外部監査を、弁護士野々木靖人氏に委託する契約について議決をお願いするものであります。

第72号の地方独立行政法人徳島県鳴門病院定款の一部変更につきましては、鳴門病院の定款の一部変更について、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、議決をお願いするものであります。

第73号の県営電気事業の売電料金等につきましては、県営電気事業の売電料金等について、徳島県議会の議決すべき事件を定める条例の規定により、議決をお願いするものであります。

第74号につきましては、先ほど御説明いたしました平成29年度2月補正予算案でございます。

続きまして、報告案件でございます。

報告第1号、訴えの提起に係る専決処分報告につきましては、徳島県営住宅の明渡し等請求に関する訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものであります。

報告第2号損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告につきましては13件で、合計金額は224万5,482円となっております。

報告第3号損害賠償（道路事故）の額の決定及び和解に係る専決処分報告につきましては6件で、合計金額は41万4,000円となっております。

提出予定案件の全体状況につきましては、以上でございます。

続きまして、経営戦略部・監察局・出納局関係の提出予定案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

お手元の総務委員会説明資料、横長の資料により、その概要を御説明申し上げます。

今回、提出を予定しております案件は、予算案件6件、条例案件5件、その他議案1件、報告1件でございます。

説明資料1ページをお開きください。

平成30年度の経営戦略部等主要施策の概要につきまして、御説明申し上げます。

1点目は、未来につなげる広報広聴の推進についてであります。

徳島の注目度をアップさせ、多くの徳島ファンを獲得するため、報道機関への広報活動をはじめ、新聞やテレビ、県ホームページ等各種媒体の活用、4Kをはじめとする県が制作した動画の発信など、時代を先取りした広報を進め、本県の魅力を国内外に発信してまいります。

2点目は、私立学校の振興についてであります。

私立学校の経営の安定化や魅力ある学校づくりを推進するため、運営費助成を行うとともに、私立高等学校等に対する授業料軽減補助や就学支援金、奨学のための給付金を支給するなど、家庭の教育費負担の軽減を図り、私立学校の振興に努めてまいります。

3点目は、行財政改革と適正な人事管理の推進についてであります。

本県行財政を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな行財政基盤を構築するため、徹底した行財政改革に取り組むとともに、多様な働き方の推進によるワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。

また、能力実証主義による適正な人事管理に努めるとともに、若手職員対象の研修をは

じめとした職員研修の充実を図り、戦略的な人財の育成に取り組んでまいります。

4点目は、職員のメンタルヘルス対策の推進についてであります。

職員の心身の健康を保持増進し、職場不適応状態を生じさせないため、また病気休暇中の職員の円滑な職場復帰を図るため、ストレスチェック実施事業など、様々な事業を実施し、メンタルヘルス対策の推進に努めてまいります。

5点目は、財政の健全性の確保についてであります。

平成30年度の財政運営は、地方創生の実現や県土強靱化など喫緊の課題に対応するため、経済・雇用対策、安全・安心対策、大胆素敵とくしまの実現の三つの柱からなる施策の推進にしっかりと取り組んでまいります。

また、財政構造改革基本方針に基づき、歳入・歳出両面にわたる改革の取組を推進し、強靱でしなやかな財政基盤の確立に努めてまいります。

続きまして、2ページをお開きください。

6点目は、官民連携による資産活用力の向上及び県有財産の活用・長寿命化の推進についてであります。

PPP／PFI事業への県内企業の参画を促進するため、県内の企業や県・市町村等で構成するプラットフォームを設立し、普及啓発や情報交換等による競争力強化を図ってまいります。

また、徳島県公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化対策をはじめとする「長く、賢く使う」最適化対策を推進することとしており、議会棟エレベーター設備及び空調設備の大規模改修を実施してまいります。

7点目は、県税収入の確保についてであります。

税負担の公平性を確保するため、課税客体の適確な捕捉や早期課税、また厳正な滞納整理等に努めるとともに、県税収入未済額の大部分を占める個人県民税について、県と市町村の税務職員の相互併任等、市町村への各種支援策を実施し、収入未済額の縮減に努めてまいります。

8点目は、行政情報化及び情報システム・ネットワークのセキュリティ対策強化の推進についてであります。

ICTを活用し、行政の効率化と県民サービスの向上を図るため、庁内の情報システム・ネットワークの安定運用に努めるとともに、業務・システムの最適化への取組を推進し、次世代「e-県庁」の実現に努めてまいります。

また、併せてサイバー攻撃等の外部からの脅威に対する強固な情報セキュリティ対策を実施してまいります。

9点目は、効率的総務事務処理の推進についてであります。

総務事務の集約化によるメリットが最大限に活かされるよう、適正かつ効率的な事務処理を遂行するとともに、総務事務処理の不断の見直し、処理システムの改善に努めてまいります。

10点目は、職員の職務執行の適正確保、情報公開制度・個人情報保護制度及び広聴事業の推進についてであります。

職員の職務執行の適正を確保するため、公益通報制度に基づく調査や各種監察を実施するとともに、不当要求対策等に取り組んでまいります。

また、県政に対する県民の理解と信頼を深め開かれた県政を推進するため、情報公開の総合的な推進に努めるとともに、県民の権利・利益を保護するため、個人情報 の適正な取扱いが図られるよう努めてまいります。

さらに、県民の要望・意見等を的確に把握し県施策に反映させるために、県庁コールセンターの運営をはじめ、県庁ふれあいセンター「すだちくんテラス」を活用した効果的な県政情報の提供や若者の県政参加の促進に取り組むなど、県民広聴事業の一層の充実を図ってまいります。

3 ページを御覧ください。

11点目は、本県ならではの事業評価、農林水産関係団体等への検査の実施についてであります。

政策推進に係る県民目線からのチェック機能の強化を図るため、県政運営評価戦略会議の運営等を通じ、本県ならではの事業評価を行うとともに、農林水産関係団体等の健全な運営を確保するための検査を実施してまいります。

12点目は、適切な公金管理及び入札事務の適正な執行についてであります。

歳計現金の運用や未収金対策の強化など、公金の適切な管理に努めるとともに、財務会計システムの安定運用と機能強化を図り、適切かつ効率的な会計事務を推進してまいります。

また、入札制度の適正な運用を図り、談合等の不正行為を排除し、公正性・競争性・透明性の確保された入札事務の執行に努めてまいります。

13点目は、公共工事の品質確保についてであります。

工事検査を適切に実施するとともに、検査業務の効率化と公共工事の一層の品質確保に努めてまいります。

次に、4 ページをお開きください。

平成30年度一般会計当初予算案につきましては、一番下の総計欄の左端でございますが、総額が1,181億3,401万1,000円となっております。

5 ページを御覧ください。

平成30年度特別会計当初予算案につきましては、一番下の合計欄の左端でございますが、総額が1,646億6,635万9,000円となっております。

次に、課別主要事項について御説明申し上げます。

6 ページをお開きください。

秘書課につきましては、知事等の秘書業務や渉外事務等に要する経費、広報・広聴に必要な経費等を計上いたしております。

7 ページを御覧ください。

総務課につきましては、本県私立学校の振興に資するための経費、また文書管理事務経費や法令審査に要する経費等を計上いたしております。

8 ページをお開きください。

人事課につきましては、職員の人事管理及び行財政改革に要する経費、また研修に要する経費等を計上いたしております。

9 ページを御覧ください。

職員厚生課につきましては、職員の退職手当に要する経費及び職員の健康管理、福利施

設等の管理に要する経費等を計上いたしております。

10ページをお開きください。

財政課につきましては、10ページから11ページにかけて記載いたしておりますが、一般会計において、各種基金の積立金及び県債の元金償還、利子に要する経費等を計上しており、特別会計で公債管理特別会計と給与集中管理特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

12ページをお開きください。

管財課につきましては、12ページから13ページに記載いたしておりますが、一般会計において県有財産管理費、万代庁舎及び合同庁舎の維持管理に要する経費等を、特別会計で用度事業特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

14ページをお開きください。

税務課につきましては、14ページから17ページに記載いたしておりますが、一般会計で県税賦課徴収費、地方消費税清算金、市町村に対する各種の交付金等を、特別会計で証紙収入特別会計について、記載のとおり計上いたしております。

県税等の収入見込額につきましては、16ページに記載のとおり計上しており、この内訳につきましては、次の17ページに記載のとおりでございます。

18ページをお開きください。

電子行政推進課につきましては、「e-県庁」推進に要する経費等を計上いたしております。

19ページを御覧ください。

総務事務管理課につきましては、総務事務の集約処理に要する経費等を計上いたしております。

20ページをお開きください。

監察局監察課につきましては、監察事務執行に要する経費や「すだちくんテラス」を活用した事業に要する経費等を計上いたしております。

21ページを御覧ください。

監察局評価検査課につきましては、行政評価事務執行に要する経費等を計上いたしております。

22ページをお開きください。

出納局会計課につきましては、一般会計で出納事務執行に要する経費等を、また特別会計で証紙収入特別会計を記載のとおり計上いたしております。

23ページを御覧ください。

出納局検査企画課につきましては、工事検査に要する経費等を計上いたしております。

24ページをお開きください。

議会事務局・人事委員会事務局・監査事務局につきましては、それぞれの運営に要する経費等を、記載のとおり計上いたしております。

続きまして、債務負担行為につきまして、25ページを御覧ください。

表の1行目、財政課につきましては、共同発行市場公募地方債を、本県を含め36の地方公共団体が共同発行することとしておりますが、この発行に当たり、地方財政法に基づき相互に信用力を補完するため、連帯して債務を負担しようとするものでございます。

また、万代庁舎一般空調設備改修工事請負等契約及び自動車税納税通知書等作成業務委託契約について、限度額の設定をお願いするものでございます。

26ページから27ページを御覧ください。

地方債、一時借入金及び歳出予算の流用につきまして、それぞれ記載のとおりでございます。

その他の議案等につきましては、28ページから31ページに、条例案5件、その他議案1件を記載いたしておりますが、内容につきましては、先ほど全体説明の中で申し上げたとおりでございます。

32ページをお開きください。

(2) 専決処分 of 報告についてでございますが、アの職員の交通事故による損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について、記載のとおり7件の報告をさせていただくものでございます。

1件目が、徳島市在住の方と、賠償金額10万1,433円で和解したものでございます。

その内容は、平成29年9月1日に県有車両が片側2車線道路左側を西進していたところ、右側車線の渋滞により、信号のない横断歩道を北側から走行してきた自転車に気付くのが遅れ、衝突したものでございます。

2件目が、三好市在住の方と、賠償金額35万円で和解したものでございます。

その内容は、平成29年9月16日に県有車両が雨天時に国道を走行中、カーブでスリップして反対車線に飛び出し、ガードレールに衝突したはずみで反転して路上で停止し、反対車線を走行していた相手方車両と衝突したものでございます。

3件目が、小松島市在住の方と、賠償金額40万4,000円で和解したものでございます。

その内容は、平成29年9月18日に県有車両が幅員の狭い県道を走行中、見通しの悪い曲線部で、対向車両に気付いて減速するも路面状況が悪く停止しきれず、停止していた相手方車両に衝突したものでございます。

4件目が、小松島市在住の方と、賠償金額15万5,920円で和解したものでございます。

その内容は、平成29年9月19日に県有車両が用務先駐車場にバックで駐車する際、後方に駐車していた相手方車両に接触したものでございます。

33ページを御覧ください。

5件目が、徳島市在住の方と、賠償金額17万9,000円で和解したものでございます。

その内容は、平成29年10月2日に県有車両が下り勾配の停止線で一旦停止した際、ブレーキの足が緩み車両が動き出したことに気付かず、前方に停止していた相手方車両に追突したものでございます。

6件目が、石井町在住の方と、賠償金額26万7,854円で和解したものでございます。

その内容は、平成29年10月13日に県有車両を来庁者駐車場にバックで駐車しようとした際、左斜め後方に駐車していた相手方車両に衝突したものでございます。

7件目が、鳴門市在住の方と、賠償金額1万6,107円で和解したものでございます。

その内容は、平成29年11月13日に県有車両が駐車場からバックで出庫しようとした際、通路を挟んだ区画に駐車していた相手方車両と接触したものでございます。

県有車両使用時における安全運転の徹底につきましては、職員研修や各種会議における注意喚起を随時実施しており、今週は、全庁掲示板において、積雪や路面凍結時の運転に

ついて注意喚起を行ったところであります。今後も、事故防止に向け、徹底して取り組んでまいります。

続きまして、説明資料（その2）を御覧ください。

平成29年度2月補正予算（案）でございます。

1ページをお開きください。

地方債についてでございますが、一般会計補正予算に係る地方債の変更をお願いするもので、一番下に記載のとおり、補正前の限度額が537億200万円、補正後の限度額が592億3,500万円であり、55億3,300万円の補正をお願いするものでございます。

以上で、提出予定案件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、経営戦略部から1点、御報告申し上げます。

資料はございませんが、職員の不祥事案についてでございます。

昨年12月26日付けで、建設会社の社長に対して職務上知り得た情報を漏らし、当該建設会社社長から中元・歳暮を受け取っていた南部総合県民局県土整備部の職員を停職3月の処分といたしました。

この度の行為は、公務員としてあるまじきものであり、誠に遺憾であります。今後、より一層の職員の綱紀の粛正及び服務規律の確保の徹底に努めてまいります。

経営戦略部からは以上でございます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

井川委員長

以上で説明等は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

庄野委員

私のほうからは、議案第34号、職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、お聞きいたします。

資料を見て、この2月議会で職員の退職手当を議会にかけて可決すると。来年度4月1日からの施行と私は認識していたのですが、どうも違うみたいなので、このことについて少し経過を教えてください。

窪職員厚生課長

庄野委員から、職員の退職手当に関する条例等の一部改正の提案に至った経過を御質問いただいております。公務員の退職手当につきましては、人事院がおおむね5年ごとに調査を行っており、民間との均衡を図るという観点から見直しを行っているものでございます。

今回、人事院による調査につきましては、平成27年度の退職者につきまして全国の企業規模50人以上の民間企業の退職者の状況、それと国家公務員との状況を比較いたしました。公務員が民間より78万1,000円上回るという比較の結果、官民均衡の観点に基づきまして、退職給付水準について見直しを行うことが適切との見解が示されたところでありま

す。

国におきましては、平成29年11月17日に国家公務員の退職手当について支給水準の引下げを行うとの閣議決定を行うとともに、同日、総務副大臣から各都道府県知事宛に地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて、国家公務員の退職手当制度の改正に準じて適切な措置を講ずることとの通知を行ったものであります。

平成29年12月8日には、国家公務員の退職手当法の一部を改正する法律が成立し、12月15日に公布、1月1日から国家公務員の退職手当については改正が実施され、施行されているところであります。

こういった国の状況、他県の状況等の調査を行いまして、この格差の解消を早期に行う必要があると総合的に判断いたしまして、2月議会への退職手当の見直しについての提案に至ったところでございます。他県でも12月議会で審議がなされたところ、2月議会で審議がなされる所などございますけれども、他県の状況も踏まえまして、この2月の議会の提案になったという状況でございます。

庄野委員

人事院の調査で、2015年度に退職した国家公務員と民間の退職者の方の給与を比較したら70万円なにがしということで、国家公務員のほうは今年度の1月から減額を実施しているということでございます。

それを、徳島県の場合も減額をするなど言ってるわけではないんですよ。それはやっぱり人事院の勧告、人事委員会の勧告、官民の均衡がありますからやむを得ないとしても、時期なんですよ、実施の時期。徳島県は、今年度に退職される方も対象になるんですか。

窪職員厚生課長

今回の条例につきましては、公布の日から施行することになってございますので、今年度末に退職される職員の方についても対象になるものと考えております。

庄野委員

何人で幾らぐらいの削減額になるんですか。

窪職員厚生課長

知事部局でお答えをさせていただきますと、定年退職の予定の方が65名とお聞きしております。影響額でございますけれども、約5,000万円余りになるかと考えてございます。

庄野委員

そうしたら、他県の状況はどうですか。この議会で決まって、今年度退職される方の退職金が減額の対象にされるというのは、冷たいという感じがするんです。来年の4月1日以降の退職者に、今の減額をするという県もあるでしょう。どのぐらいありますか。

窪職員厚生課長

他県の状況についての御質問を頂いております。私どものほうが本県を除く各県から聞き取りで調査を行った状況を御報告させていただきます。

国に準じて1月1日から施行の団体が14団体でございます。1月1日以外の年度内施行を予定しているのが14団体ありますので、年度内に施行する団体数は合計28団体となっております。

これは、前回の平成25年の1月から行いました見直しのときは、年度内施行は24団体でございましたので、前回よりも多い団体が年度内の施行をするようになっておるとい状況でございます。

庄野委員

4月1日施行は。

窪職員厚生課長

検討中のところもございますけれども、そういうところも含めまして4月1日の可能性があるとところが18団体という状況になっております。

庄野委員

そうしたら、私も労働組合との交渉の日程を聞きましたけれども、職員厚生課長との交渉が1月22日、経営戦略部長との交渉が1月31日ですね。それで、議会に議案が提案されたのが2月1日なんです。2月1日の会長・幹事長会でペーパーを頂いて、それで私も初めて知ったんです。私は当然4月1日からというふうに思っていましたので、4月1日からかと思いたら、この議会で議決したら今年度の退職者から適用するというので、びっくりしたんです。

今までの経営戦略部長との交渉の経緯は聞きましたけど、既に1月31日に、議会に提出する議案というのは刷っているはずなんです。それで、交渉しても部長はできないと、3月で実施するという一点張りで交渉は決裂したらしいんです。私は、その交渉の中でどういう意見が出たかということもいろいろ聞きました。そうしたら、やっぱり4月1日から実施するという県も、今聞いたら18団体あると。だから、徳島県も今までどんなことをやってきたかといったら、今退職される方というのは大体50歳を過ぎて、禁じ手といわれる厳しい給与カットをずっと受けてきました。そこらの経緯は、ちょっと言ってください。その方々というのは、10年間どのような処遇に置かれたかというのを言ってください、部長。

窪職員厚生課長

平成20年から確か平成26年だったかと思いますが、庄野委員がおっしゃったように、途中で率が変わっておりますけれども給与カットがあったということも記憶しております。

今回、退職手当の見直しを提案させていただいておりますのは、人事院の調査が平成27年度の退職者の方の状況と比較してございますので、既に2年前の実績をもったの比較になってございます。そういったことで、できるだけ早く格差を解消するという趣旨から、年度内の施行ということをお考えおるところでございます。

庄野委員

部長答えてください。この制度の改正，退職手当の減額を来年の4月1日から適用するという事になれば，来年度退職する方から適用されるんですよ。今回，これを議決したら今年退職予定の六十何人の方々が75万円ずつぐらいカットされるんですよ。冷たいじゃないですか。今まで徳島県は，他県にも増して随分と給与カットとかをしてきました。昇給制度なども，十分うまくいかないうちに，みんな辛抱して頑張ってきたと私は思っています。

そういう中で，今のところ全国で18団体が来年の4月からにしようと。それは，やっぱり職員の方々が県政の中心なんですよ。私からすれば，人が仕事をしているんですよ。部長，そう思いませんか。この議会で決めてしまったら，もうこの3月で退職する知事部局の六十何人の方々は，全部それを適用されて減額なんですよ。そういう冷たいことをするのか。お金が5,000万円ぐらい浮くのかもしれませんけれども，それがこれからの職員のモチベーションとか，今後徳島県庁に入ろうと思う方々の新規採用職員に影響があるのではないかと。

課長も職員厚生課でしょう。職員厚生課というのは，職員のそういうモチベーションや健康とか，いろんなことを考えながら仕事する場所ですよ。今回も，部長や知事が今年から減額するんだと言っても，食い下がったのかもしれないけれど，もう少し食い下がらないといけない。

それと部長も，1月31日の交渉はこれでいくと知事と約束して臨んでいるんですか。

吉田経営戦略部長

重なるところもありますけれども，まず，これまでの経緯を御説明申し上げたいと思います。調査結果が出た際に，出たのは昨年でございますけれども，11月議会に提出するかという話も議論もございました。しかしながらその時点では，御承知のとおり選挙の関係もあり，まだ国のほうも方針が決まっておりませんでした。また，ほかの都道府県もはっきりした方針が決まっていない状況でした。

その中において，本県が退職手当見直しの条例を先んじて出すということは，やはり避けるべきであろうという判断をし，国の動向あるいは，ほかの都道府県を見た上で判断しようということで，昨年末，本県では判断をし，組合との交渉によってもそういう方針を申し上げたところでございます。その上で年が明けまして，再度検討を行ったところでございます。

先ほど，課長からも御説明させていただいたとおり，前回の見直しに比べまして，年度内施行とする都道府県が増えていること，またその時点において国は既に実施を決めていたこと等々を勘案したこと，あるいは我々自身の判断として，やはり全国の調査結果として平成27年の実績において民間よりも退職手当が高いという実態が明らかになってしまった以上は，できるだけ早く反映させる必要があるだろうということで，今回の判断をさせていただいたところでございます。

ただ，御指摘のとおり，これまで本当に長年にわたり県政の発展のために尽力をしてこられた退職される方々の御労苦を思えば，非常に厳しい内容だということは重々承知をし

ておりますけれども、私どもといたしましては、その方々お一人お一人に対して、真摯に丁寧にこれまでの経緯、あるいは事情等を説明させていただくことを通じて、御理解を得るべく努力をさせていただきたいと考えているところでございます。

庄野委員

それはもう言っていることは分かるんですけどねども、1月31日の交渉は知事もそれでいけという判断だったんですか。

吉田経営戦略部長

県内部で検討した結果として、この方針を定めさせていただいたということです。

庄野委員

県内部ということは、トップの知事も一緒に、これでいけということだったんでしょうね。私は冷たいと思いますけどね。やっぱり、ほかの県も全部年度内に改定するのだったら、それは了とします。ただ、今のところ18団体が4月1日から実施しようとしている。

これは、やはり今年度こんな急に改正をすれば問題が出る。ましてや市町村はどうですか。市町村はいつにしているのですか、大体4月じゃないですか。調べていますか。

窪職員厚生課長

市町村につきましては、市単独で条例を定めているところ、組合で定めているところがございますけれども、それぞれのところでお決めになる案件でございますので、答えはこの場では控えさせていただきたいと思っております。

庄野委員

やっぱり市町村というのは、年度が替わって制度を変えるというところが多いんです。県にしても、今まで職員に頑張れ頑張れと、給与カットも県の重要な事案だから皆さん禁じ手だけ頑張ってくれと。財政健全化に向けて、皆それで理解を示して協力してきたんですよ。それを、こんな急に2月県議会に出してきて、それで決まったら今年度退職する方から適用しますというのは、冷たい気がします。

民間給与のことでいえば、私が聞くところによると民間の退職金が下がっているのは定年延長による60歳以上の賃金を確保するためであって、民間では60歳以上の賃金は7割水準となっているというふうに聞いています。国や県においては再任用制度を導入していて民間とは状況が違う上に、国と徳島県の再任用の運用についても徳島県では短時間勤務しかないことから、ここでも生涯賃金としての違いがあるということも指摘されています。これは合っていますか、認識はどうですか。

吉田経営戦略部長

退職金というものの水準をどのように議論するかといったときに、いろいろなほかの要素を勘案して議論する、それは当然あり得ることだと思いますけれども、やはり官民格差を比較する上ではなるべく共通の時点において判断をするというような考え方で、多くの

都道府県が今回の判断をしてきたのではないかと。当然、委員御指摘のとおり、いろいろな捉え方があるのは事実でございますけれども、今回の退職手当の見直しについては、まずは全国調査の結果を踏まえて判断する都道府県が多かったということは事実でございます。

庄野委員

多かったというか、隣の香川県も含めて4月1日に実施というところが18団体もあるということでしょう。だから、徳島県が今までのカットでもやっぱり苦勞させているから、今回は4月1日でいこうかといったって、予算も5,000万円増えるかも知れないけれども、もっと抑えるところはたくさんあるだろうし、せざるを得ないところはせざるを得ないんですよ。そういう判断で、今年度急にでなしに4月からにしようという県は、北海道、岩手県、宮城県、近県でいったら兵庫県、岡山県、広島県、鳥取県、島根県、香川県とたくさんありますよ。そんな急に年度内に突然変えて、それを私は冷たいと言っているんですよ。知事も冷たいですね、私はそう思います。

そういう意味で、この議案は4月からでいいと思っていますから、この議案には賛成はなかなかできません。本会議、付託委員会でも議論させてもらいますけれども、このことは私は大変重要な要素をはらんでいると思います。やっぱりトップに立つ方々は、職員に働け働けといっぱい言うのは分かるんですけども、超過勤務のこともメンタルヘルスのことも今言われましたけど、やっぱり報えるところは報わなかったら私はいかんと思うんです。

だからこの話も、交渉を1月31日にして、もう2月1日の会長・幹事長会には、きちんと冊子になって出てきているんですから、何のために交渉したんですか。交渉というのは、双方が言い分を持ち合って最終妥結を求めるとというのが交渉です。もう既に1月31日の段階でこうするんだと決めて刷っておいて、それで交渉して決定するというのは、やり方が汚い。だから、私はこの点について了承はできません、終わります。

山田委員

私のほうからも端的に伺います。実は、1月25日に総務省で自治体基金の問題についてやり取りがありました。特に私自身が関心を持っているのは、政府内に地方に余裕があるとの見方がある、政府の経済財政諮問会議の民間委員などは、新たな埋蔵金と言われかねないというふうな本当にふざけたような指摘をして、財務省は自治体の財源不足を補う、地方交付税の大幅削減、こういう動きが非常に強まっています。これは本当に許せないし、地方六団体も、地方の基金残高が増加していることをもって地方財政に余裕があるというような議論は断固容認できないと言っていますけど、私もそのとおりだと思います。

しかし、同時に総務省のほうからも、自治体基金については非常に慎重な姿勢も含めて取るべきだという指摘が、この1月25日に出されたと思うんです。かいつまんで結構ですから、当然徳島県の担当者も行っていたと思うんですけど、その状況と併せて県の基金の総額の変化についてもお答えいただけますか。

岡本財政課長

山田委員から、地方団体の基金を巡る議論のことで御質問があったところでございます。昨年、経済財政諮問会議や財務大臣の諮問機関であります財政制度等審議会などで、地方団体の基金残高が近年増加していることを踏まえ、国と地方の資金配分を再考すべく、基金の増加要因を検証し、地方交付税の水準を決める計画である地方財政計画への反映につなげるべきといった議論があったところでございます。

地方は国と異なりまして、国のほうですと歳入歳出、収支で赤字国債ということで発行してございますけれども、地方におきましては、赤字地方債については臨時財政対策など例外的に認める範囲内ではしか発行はできないということでございます。急激な社会情勢の変化や大規模災害など不測の事態による財源不足が生じた際には、自らの歳出削減でございませうとか、基金の取崩しなどにより対応せざるを得ないということでございませうので、本県のような財政力の弱い団体においては、一定水準の基金を確保することは、安定的な財政運営の観点から当然の対応であると考えておるところでございます。

先ほど委員からもお話がございましたけれども、この議論につきましては、全国知事会などからも基金は各地方団体が地域の実情を踏まえて歳出抑制努力も行いながら、それぞれの責任と判断で積立てを行ってきたものであり、個々の状況を踏まえずに全体として地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は断じて容認できないという声が上がったところでございます。

こういったこともございまして、経済財政諮問会議でありました議論の中では、まずは基金増大の背景要因について実態を分析することとされたところでございまして、総務省が実施をした調査結果が今年の11月に公表されたところでございます。

調査結果の概要について簡単に申し上げますと、平成18年度と平成28年度の比較ということで、地方全体で見たときに残高については7.9兆円増加をしているところでございます。7.9兆円の増加のうち、東京都と東京23の特別区の合計だけで2.5兆円の増加となっているところでございます。国の施策に基づく基金の増加や市町村合併に伴う特例措置、制度的な要因が2.3兆円、災害や公共施設の老朽化など将来の備えが5.7兆円という内容であったところでございます。

交付税の削減につなげることを狙った議論もあったのかも知れませんが、平成30年度の地方財政対策におきましては、基金残高の増加を理由とした交付税の削減はなかったところでございます。

先ほど、委員からもお話があったところでございますけれども、1月25日に総務省のほうから、地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等ということで事務連絡がまいったところでもございますし、同日に総務省において全国都道府県財政課長・市町村担当課長会議も開催されたところでございます。

この中であった基金に関するものにつきましては、これまで御説明してまいりました地方公共団体の基金に係る議論を踏まえつつ、個々の地方団体の基金残高を減らせ、また新たな基金の設置をするなどというような内容では全くなくて、各地方団体が様々な地域の実情を踏まえて、基金の積立てをそれぞれの責任と判断でやってきたところでもございますし、基金残高の状況も様々であるということでございませうので、引き続き、これまで以上に各地方団体において基金の規模、管理などについて十分に検討を行った上で、適切な運営に努めるといったことが助言として、事務連絡や会議の中で説明があったところで

ございます。

本県の基金の状況というところで御質問を頂いてございます。平成28年度末の基金残高で申し上げますと1,092億円でございます。前年の平成27年度末の基金残高については、約968億円という状況でございます。今年度のこれまでの予算を反映させた基金の規模で申し上げますと、平成29年度末の残高見込みといたしましては1,127億というような状況でございます。

山田委員

時間の関係で、また付託委員会でもゆっくりと聞かないといけないのだけど、私自身は、この総務省の見解、自治体の財政の公表も含めてきちんとしなさいという中で、今回の文化とスポーツの基金、特に文化立県とくしま推進基金については、厳しい県民の声があるわけです。

しかし、それを条例化したらいいのか、そんなものでないと。一般経費で複数年度対応もできるのではないかと思うんです。そういう議論は、担当課でもやっていくのですけれども、財政課が基本的にこういう枠組みをつくっているわけですから、そこはやっぱり問題で、総務省の指摘も含めて、もちろん国の言うとうことは全部正しいわけではない。しかし私は、この指摘についてしっかりと受け取るべきだったと思うので、引き続き本会議等々でも、この議論は進めていきたいと思えます。

井川委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、経営戦略部・監察局関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（14時53分）